

ベストセレクト問題集
商業登記法 上・下（第5版）
改正箇所一覧



ベストセレクト問題集 商業登記法 上・下 (第5版)

商業登記規則の改正に伴う変更点について

本教材の作成後に商業登記規則が改正され、新たに「株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（いわゆる株主リスト）」が添付書面となりました。本教材は改正を考慮していないため、各問題の“答案作成に当たっての注意事項”に下記の注意書きがあるものとして解答してください。

<追加する注意書き>

『いわゆる株主リストについては、複数の議案で各株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等が変わらない場合には、その旨が記載された当該書面を、株主総会及び種類株主総会ごとに1通提出しているものとする。』

株主リストの添付書面欄への記載方法及び各問題の株主リストの通数については、P 5以降の表をご確認ください。

また、改正により条文番号（商業登記規則第61条）にも変更が生じておりますので、P 2の新旧対照条文表も併せてご確認ください。

1. 新旧対象条文

【商業登記規則 第61条 新旧対照一覧】

旧（改正前）	新（改正後）
第1項（定款の添付）	→ 第1項（定款の添付）
	第2項（株主リストの添付） new!
	第3項（株主リストの添付） new!
第2項（就任の印鑑証明書の添付）	→ 第4項（就任の印鑑証明書の添付）
第3項（就任の印鑑証明書の添付）	→ 第5項（就任の印鑑証明書の添付）
第4項（議事録の印鑑証明書の添付）	→ 第6項（議事録の印鑑証明書の添付）
第5項（本人確認証明書の添付）	→ 第7項（本人確認証明書の添付）
第6項（辞任の印鑑証明書の添付）	→ 第8項（辞任の印鑑証明書の添付）
第7項（資本金計上書面の添付）	→ 第9項（資本金計上書面の添付）
第8項（分配可能額等の証明書の添付）	→ 第10項（分配可能額等の証明書の添付）
第9項（会448Ⅲの証明書の添付）	→ 第11項（会448Ⅲの証明書の添付）

【新第2項・第3項 条文】

第2項

登記すべき事項につき次の各号に掲げる者全員の同意を要する場合には、申請書に、当該各号に定める事項を証する書面を添付しなければならない。

- ① 株主 株主全員の氏名又は名称及び住所並びに各株主が有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。次項において同じ。）及び議決権の数
- ② 種類株主 当該種類株主全員の氏名又は名称及び住所並びに当該種類株主のそれぞれが有する当該種類の株式の数及び当該種類の株式に係る議決権の数

第3項

登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の総株主）の議決権（当該決議（会社法第391条第1項（同法第325条において準用する場合を含む。）の規定により当該決議があつたものとみなされる場合を含む。）において行使することができるものに限る。以下この項において同じ。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であつて、次に掲げる人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面を添付しなければならない。

- ① 10名
- ② その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

2. 株主リストの前提知識及び解説

株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）の通数

前提の知識

○ 株主総会の決議を要する場合の株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）

登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主の議決権（当該決議において、行使することができるものに限る。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、次に掲げる人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面を添付しなければならない（商登規61条3項）。

(1) 10名

(2) その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が3分の2に達するまでの人数

なお、当該決議には会社法319条1項の規定により決議があったものとみなされる場合が含まれる。

○ 株主又は種類株主の全員の同意を要する場合の株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）

登記すべき事項につき株主全員又は種類株主の全員の同意を要する場合には、申請書に、株主又は種類株主について、それぞれ次に掲げる事項を証する書面を添付しなければならない（商登規61条2項）。

(1) 株主 株主全員の氏名又は名称及び住所並びに各株主が有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む）及び議決権の数

(2) 種類株主 当該種類株主全員の氏名又は名称及び住所並びに当該種類株主のそれぞれが有する当該種類の株式の数及び当該種類の株式にかかる議決権の数

○ 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）の通数

株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）は、一の登記申請で、株主総会の決議を要する複数の登記すべき事項について申請される場合には、当該登記すべき事項ごとに添付を要する。ただし、決議ごとに添付を要する当該書面に記載すべき内容が一致するときは、その旨の注記がされた当該書面が1通添付されていれば足りる（平28.6.23民商98号第3.1(2)7）。

ただし、日司連発第790号より、以下の見解が示されている。

Q：複数の株主総会により、複数の登記事項が発生し、これらを一括して登記申請する場合、それぞれの株主総会議事録ごとに株主リストが必要ですか。

A：「株主リスト」に記載すべき株主は、当該株主総会において議決権を行使することができるものをいうから、複数の株主総会により、複数の登記事項が発生し、これらを一括して登記申請する場合には、登記すべき事項ごとに当該株主総会において議決権を行使することができる「株主リスト」を添付しなければならない。ただし、一の株主総会において、複数の登記すべき事項について決議された場合において、各事項に関して株主リストに記載すべき事項が同一である場合には、その旨注記して、一の株主リストを添付すれば足りるとされている。

各問では、「複数の議案で各株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等が変わらない場合には、その旨が記載された当該書面を、株主総会及び種類株主総会ごとに1通提出しているものとする」旨の注意書きが追記されたことにより、株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）の通数は「**3. 申請書の記載例、必要となる株主リストの通数及びその内訳**」のとおりとなる。

3. 申請書の記載例, 必要となる株主リストの通数及びその内訳

<申請書記載例>

【添付書面の名称及び通数】 株主の氏名又は名称, 住所及び議決権数等を証する書面 (株主リスト)	○通
---	----

<添付すべき株主リストの通数及び内訳>

第1問

第3欄

株主の氏名又は名称, 住所及び議決権数等を証する書面 (株主リスト)		1通
内訳	平成28年7月1日付け臨時株主総会 株式無償割当ての件 役員変更の件	1通

第2問

第1欄

株主の氏名又は名称, 住所及び議決権数等を証する書面 (株主リスト)		3通
内訳	平成27年6月25日付け定時株主総会 役員変更の件	1通
	平成27年6月25日付け第二種種類株主総会 役員変更の件	1通
	平成27年5月3日付け臨時株主総会 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更の件	1通

第2欄

株主の氏名又は名称, 住所及び議決権数等を証する書面 (株主リスト)		1通
内訳	平成28年6月20日付け定時株主総会 株式の譲渡制限に関する規定の廃止の件 監査役会設置会社の定めの設定の件 会計監査人設置会社の定めの設定の件 役員等の変更の件	1通

第3問

A欄

株主の氏名又は名称, 住所及び議決権数等を証する書面 (株主リスト)		3通
内訳	平成28年3月17日付け北川株式会社の株主総会 吸収合併契約の承認の件	1通
	平成28年3月15日付けあおぞら株式会社のA種類株主総会 吸収合併契約の承認の件	1通
	平成28年5月10日付けあおぞら株式会社の臨時株主総会 全部取得条項付種類株式の取得の件	1通

B 欄

株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）		2 通
内 訳	平成28年 5 月10日付あおぞら株式会社の臨時株主総会 目的変更の件	1 通
	平成28年 6 月24日付あおぞら株式会社の定時株主総会 監査役会設置会社の定める廃止の件 役員変更の件	1 通

第 4 問

第 1 欄

株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）		4 通
内 訳	平成27年 5 月25日付け定時株主総会 役員変更の件	1 通
	平成28年 4 月15日付け臨時株主総会 発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容の設定の件	1 通
	平成28年 5 月16日付け臨時株主総会 取締役会設置会社の定める廃止の件 会計参与設置会社の定める廃止の件 株式の譲渡制限に関する規定の変更の件 役員変更の件	1 通
	平成28年 6 月 3 日付け定時株主総会 役員変更の件	1 通

第 5 問

A 欄（東京法務局城北出張所申請分）

株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）		4 通
内 訳	会社法第202条第 4 項の通知期間短縮に関する株主全員の同意	1 通※
	平成28年 4 月24日付け臨時株主総会 発行可能株式総数の変更の件	1 通
	平成28年 5 月25日付け定時株主総会 資本金の額の減少の件 役員変更の件	1 通
	平成28年 6 月26日付け臨時株主総会 役員変更の件	1 通

※ 会社法第 202 条第 4 項の通知期間短縮に関する株主全員の同意により直接的に登記すべき事項が発生しているわけではないため，添付不要と解する余地もある。

第6問

A欄(株式交換完全親会社)

株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）		4通
内 訳	平成28年3月15日付け臨時株主総会 株券を発行する旨の定めの設定の件	1通
	平成28年4月12日付け臨時株主総会 役員変更の件	1通
	平成28年5月11日付け株主総会 株式交換契約の承認の件	1通
	平成28年6月13日付け定時株主総会 役員変更の件	1通

第7問

B欄

株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）		3通
内 訳	平成28年5月11日付け臨時株主総会 代表清算人の選定の件 精算人の選任の件	1通
	平成28年6月1日付け臨時株主総会 存続期間の廃止の件 会社継続の件 取締役会設置会社の定めの設定の件 監査役設置会社の定めの設定の件 役員変更の件	1通
	平成28年6月30日付け臨時株主総会 役員変更の件	1通

第8問

A欄

株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）		3通
内 訳	平成28年3月5日付け臨時株主総会 募集株式の発行の件	1通
	平成28年5月17日付け臨時株主総会 単元株式数の変更の件 役員等の変更の件	2通

B欄

株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）		3通
内 訳	平成25年6月24日付け甲種類株主総会 役員変更の件	1通※
	平成28年6月2日付け臨時株主総会 役員変更の件	1通
	平成28年6月30日付け定時株主総会 役員変更の件	1通

※ 監査役の選任に係る甲種類株主総会決議により直接的に登記すべき事項が発生しているわけではないため，添付不要と解する余地もある。

第10問

A欄

株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）		1通
内訳	平成28年1月10日付け臨時株主総会 発行可能株式総数の変更の件 事業年度の変更による役員等の変更の件※	1通

※ 事業年度の変更の決議により直接的に登記すべき事項が発生しているわけではないため，添付不要と解する余地もある。

B欄

株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）		2通
内訳	平成28年1月10日付け臨時株主総会 事業年度の変更による役員変更の件	1通※
	平成28年6月20日付け定時株主総会 役員等の変更の件	1通

※ 事業年度の変更の決議により直接的に登記すべき事項が発生しているわけではないため，添付不要と解する余地もある。

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2016 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU16991